

令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、「令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業」について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1） 事業名 令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業
- （2） 事業内容 別添仕様書のとおり

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料の限度額）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、
金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、委託事業が終了しその額が確定した後に、委託料を支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の上限の90パーセントを限度として概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告等）

第7条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した実績報告書（様式第2号）を、委託事業の終了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を

受けたときは、実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託事業の中止等）

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条第1項及び第7条から第9条までの規定に準じて精算するものとする。

（委託事業の変更）

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、委託料の経費の内訳の区分の金額の20パーセント以内の増減の場合は、この限りでない。

（契約の解除等）

第12条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、契約を解除し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

（損害の負担）

第13条 委託事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

（委託事業の報告等）

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況など必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、委託事業を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第17条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等を、委託事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(疑義の処理)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記（第 16 条関係）

特記事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するため個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事業を処理するためのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事業を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記載された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託事業を処理するため甲から引き渡された個人情報は、委託事業完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

概算払請求書

茨城県知事 殿

(受託者)

主たる事務所
の所在地

名 称

代表者氏名

「令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業」に係る委託料については、下記のとおり概算払いを請求します。

記

金 _____ 円也

1 積算額算定表

区分	金額
契約額	円
今回請求額	円
残額	円

2 概算払申請理由

3 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関		
振替口座	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第2号

年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託実績報告書

令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実施精算書
- 2 事業実施報告書
- 3 その他参考となる書類